
「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」等の
一部改正について

日証協 平 23. 6. 29

本協会では、本年 6 月 29 日の自主規制会議において、「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」等の一部改正を行った。

プロ向けの社債発行・流通市場の整備については、平成22年 6 月に閣議決定された「新成長戦略」にも掲げられているところであるが、株式会社TOKYO AIM取引所においては、プロ向け債券市場「TOKYO PRO-BOND Market」（以下「PRO-BOND市場」という。）に関する規程・規則につき金融庁から認可を取得し、本年 5 月、同市場の制度を発表した。

今般、同取引所からの要請を受け、PRO-BOND市場に上場する公社債及びPRO-BOND市場に提出が行われ、公表されているプログラム情報に基づき発行される公社債についても、公社債店頭売買参考統計値発表制度の対象となるよう、当該規則の一部改正を行った。

本規則改正は、平成 23 年 7 月 1 日から施行されている。

本規則改正の趣旨骨子及び新旧対照表は、以下のとおりである。

「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」等の一部改正について

平成 23 年 6 月 29 日
日 本 証 券 業 協 会

I. 改正の趣旨

プロ向けの社債発行・流通市場の整備については、平成 22 年 6 月に閣議決定された「新成長戦略」にも掲げられているところであるが、株式会社TOKYO AIM取引所においては、プロ向け債券市場「TOKYO PRO-BOND Market」（以下「PRO-BOND市場」という。）に関する規程・規則につき金融庁から認可を取得し、本年 5 月、同市場の制度を発表した。

今般、同取引所からの要請を受け、PRO-BOND市場に上場する公社債及びPRO-BOND市場に提出が行われ、公表されているプログラム情報に基づき発行される公社債についても、公社債店頭売買参考統計値発表制度の対象となるよう、規則の改正を行うこととする。

II. 改正の骨子

1. 「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」の一部改正について

規則第 5 条第 1 項の公社債店頭売買参考統計値発表制度の選定銘柄となる公社債の対象に、「金商法第 2 条第 32 項に規定する特定取引所金融商品市場（以下、特定取引所金融商品市場）に上場している公社債及び特定取引所金融商品市場に対して提出され、かつ、公表されているプログラム情報（公社債の特定取引所金融商品市場への上場申請を行おうとする者が、当該特定取引所金融商品市場が定めるところにより公表することができる書類であって、公社債の発行残高の上限その他の情報を記載したものをいう。）に基づき発行された公社債」を加える。

2. 「『公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則』に関する細則」の一部改正について

その他所要の整備を図る。

III. 施行の時期

この改正は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

以 上

「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」の一部改正について

平成 23 年 6 月 29 日
(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(選定銘柄の選定) 第 5 条 指定報告協会員は、公募債である公社債（払込元本、利金及び償還元本の全てが円貨である債券に限る。<u>以下この条において同じ。</u>）、<u>金商法第 2 条第 32 項に規定する特定取引所金融商品市場（以下「特定取引所金融商品市場」という。）に上場している公社債及び特定取引所金融商品市場に対して提出され、かつ、公表されているプログラム情報（公社債の特定取引所金融商品市場への上場申請を行おうとする者が、当該特定取引所金融商品市場が定めるところにより公表することができる書類であつて、公社債の発行残高の上限その他の情報を記載したものをいう。）に基づき発行された公社債のうち選定銘柄として本協会に気配を報告するために選択した銘柄（以下「報告対象銘柄」という。）を、細則に定める期日までに本協会に届け出るものとする。</u> 2 (現行どおり) 付 則 この改正は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。	(選定銘柄の選定) 第 5 条 指定報告協会員は、公募債である公社債（払込元本、利金及び償還元本の全てが円貨である債券に限る。）のうち選定銘柄として本協会に気配を報告するために選択した銘柄（以下「報告対象銘柄」という。）を、細則に定める期日までに本協会に届け出るものとする。 2 (省 略)

以 上

「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」に関する細則の一部改正について

平成 23 年 6 月 29 日
(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(営業日ごとに売買参考統計値の発表を行わないこととなる指定報告協会の数) 第 2 条 規則第 3 条第 3 項<u>ただし書</u>に規定する指定報告協会 (規則第 3 条第 1 項に規定する協会員をいう。以下同じ。) からの報告値の数は、原則として、5 とする。 付 則 この改正は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。	(営業日ごとに売買参考統計値の発表を行わないこととなる指定報告協会の数) 第 2 条 規則第 3 条第 3 項<u>ただし書き</u>に規定する指定報告協会 (規則第 3 条第 1 項に規定する協会員をいう。以下同じ。) からの報告値の数は、原則として、5 とする。

以 上